

■第 14 回東京都震災復興検討会議議事録

平成 21 年 2 月 5 日（火）15：00～17：00

東京都庁第一庁舎 33 階北側 特別会議室 N 6

○事務局（齋藤情報統括担当課長） それでは定刻になりましたので、第 14 回目になります、東京都震災復興検討会議を開催させていただきます。開催に先立ちまして、本日出席されております委員の先生をご紹介申し上げます。座長の中林委員でございます。

○中林座長 中林です。よろしくお願いいたします。

○事務局（齋藤情報統括担当課長） 副座長をお願いしています、佐藤委員でございます。

○佐藤副座長 よろしくよろしくお願いいたします。

○事務局（齋藤情報統括担当課長） 池上委員でございます。

○池上委員 よろしくお願ひします。

○事務局（齋藤情報統括担当課長） 石川委員でございます。

○石川委員 よろしくお願ひします。

○事務局（齋藤情報統括担当課長） 五辻委員でございます。

○五辻委員 よろしくお願ひします。

○事務局（齋藤情報統括担当課長） なお、田近委員および室崎委員、後ほどということでお伺いしております。藤吉委員でございます。

○藤吉委員 藤吉です。

○事務局（齋藤情報統括担当課長） そのほか、大杉委員、重川委員、湊上委員、森反委員につきましては、本日所用で欠席というご連絡をいただいております。

続きまして、都の幹事をご紹介申し上げます。震災復興検討委員会幹事長でございます、島田危機管理監でございます。

○島田危機管理監 島田でございます。

○事務局（齋藤情報統括担当課長） 副幹事長でございます、総務局鈴木企画調整担当部長でございます。

○鈴木企画調整担当部長 鈴木でございます。

○事務局（齋藤情報統括担当課長） 同じく副幹事長でございます、都市整備局、座間市街地整備部長でございます。本日所用で、藤田課長にご出席いただいております。

○藤田企画課長 私、隣に書いてあるんですけど、本来幹事の藤田でございますけど、座間が欠席のため、こちらのほうに座らせていただいております。よろしくお願いいたします。

○事務局（齋藤情報統括担当課長） なお、お手元に各幹事の名前、座席表に記載をさせていただいておりますので、省略させていただきます。私、本日進行等を務めさせていただきます、事務局を担当しています、総合防災部の齋藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

開催前に資料のご確認をお願いいたします。お手元に、次第ということで合計 19 ページになりますが、1 枚ホチキス留めでございますが、資料がございます。次第の後ろ側に配布資料を留めさせていただいておりますが、添付資料として A4、2 枚の紙で、本検討会議の名簿、および幹事会名簿、および検討体制があります。入り口で座席表をお配りしてございますので、ご確認ください。

そのほかに、ファイルになっておりますが、本日ご審議をいただきます区市町村震災復興標準マニュアル案でございますが、ファイルが一式ございます。そのほか机の上に印刷物といたしまして、こうした震災復興への備えプロセス編、および内閣府が作っております災害に関わる住家の被害認定関係資料のファイル、並びに東京都の震災復興マニュアル、お手元の座席に席次を配布させていただいております。よろしゅうございますか。

それでは開会に当たりまして、幹事長である島田危機管理監よりごあいさつを申し上げます。

○島田危機管理監 危機管理監の島田でございます。前回の 13 回の会議といたしますのが、去年の 5 月 27 日に、先生方お忙しい中お集まりいただいたわけでございますが、私 7 月 1 日からの着任でございます。若輩者でございますが、かつ先生方にまだまだごあいさつもしておらず、本日初めてという方々も多いのかなと思っております。私も含めまして、どうぞよろしくお願いいたします。

本日先生方には大変お忙しい中、わざわざ新宿都庁舎までおいでいただきまして、心から御礼を申し上げます。

先生方のご指導もいただきまして、都は国や全国に先駆け、震災復興に関します取り組みを始めております。特にマニュアルの策定につきましては、この震災復興検討会議におきまして、ご検討をいただいていたところでございます。

先日イギリスの『フィナンシャル・タイムズ』（Financial Times）からの取材を受けま

した折にも、東京都は震災に対する抵抗力もさまざま、例えば建物の不燃化ですとか、あるいは木密を改める、いろんなことやってるようだけど、30年以内には70パーセント、地震が来ると言ってるよね。それについて、今から復興計画というのがないとおかしいんじゃないのというご指摘を、イギリスの方から受けたわけでございます。

今申しあげましたように、私ども東京都は、座長はじめ先生方のご指導によりまして、実際にマニュアルを持ち、かつすべてではございませんが、一部の区等々とはすでにこういったマニュアルに基づいて、復興計画のプラン作りをやってるんですというお話をすることができました。心から御礼を申し上げる次第でございます。

同じ話でございますけども、平成15年3月、私ども都の担当者向けの震災復興マニュアルを策定しまして、その時に示されました、182という大変多い検討課題については検討を終了しまして、そして、先生方の机上に配布してございます震災復興マニュアルとして整理することができたわけでございます。本当にありがとうございます。

ちょうどロンドンの出版社でございましたので、2012年にはロンドンでやる、2016年どうなるんでしょうねと言いながら、オリンピックの話もその時出たわけでございますが、おかげさまで、東京では一応そういう体制を整えていると話すことができました。

しかしながら、区市町村におけます取り組み状況でございますけれども、これは新型インフルエンザなどと同様に、やはりある程度は同じスタンスで同じ方向性を持って震災復興をやらないと、東京は全体としてバランスの取れた、安全な街の再生というのはなかなかできないわけでございますけれども、今申しあげましたように、温度差がございます。

震災後の復興につきましても、区市町村が主体的にやっていただくということが重要でございまして、区市町村と私ども都の職員で、区市町村向けの震災復興マニュアル作成特別部会を設けまして、19年度と20年度の2年間で、この区市町村震災復興標準マニュアル、標準的な震災復興マニュアルについて検討をしてきたところでございます。これはもう、先生方よくご存知のとおりだと思っております。

本日は、都と区市町村の役割分担を踏まえまして、区市町村震災復興標準マニュアルの案でございますが、説明させていただきたいと存じます。どうぞ、ご専門的なお立場から忌憚のないご意見、あるいはこういう視点が抜けているのではないかな等々、いろいろなご意見を賜りたいと思っております。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。引き続き、さまざまな検討課題につきましても、先生方からお知恵も借りたいと思っております。ぜひ今後ともよろしくお願ひしますということで、大変長くなりましたが、私のあ

いさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○事務局（齋藤情報統括担当課長） それではこれからの議事につきまして、座長よろしくをお願いします。

○中林座長 それでは早速入りたいと思いますが、危機管理監から、前回は今年の5月だった、もうそんなにたつのかなと思いました。10カ月、地震がなくて何よりでした。こういう調子で切迫性を持ちながらだんだん先にいって、その間に復興も含めて備えができていくといいかなと思ってはおりますけれども、それでは本日の議事に入らせていただきたいと思いますが、今……。

○事務局（齋藤情報統括担当課長） 事務職からご紹介させていただきます。田近委員になります。どうぞよろしくをお願いします。

○田近委員 すみません、遅れまして。よろしくをお願いします。

○中林座長 本日の議題は、ただいま危機管理監からお話でしたが、検討事項1件、「区市町村向けの震災復興標準マニュアルについて」ということでございます。それから、報告事項が2件と承っております。

それでは最初に検討事項についてご説明をいただいた後、皆さまからご意見を拝借したいと思っております。では事務局から、検討事項についての説明をお願いいたします。

○事務局（齋藤情報統括担当課長） それでは座って説明をさせていただきます。恐れ入りますが、次第の次のページに、資料1の1ということで、「区市町村震災復興標準マニュアルについて」ということがございます。ここで概要を先にご説明をし、その後各章の主なものをご説明させていただきます。

作成の経緯でございます。19年8月、幹事会から区市町村の標準的なものを作ろうという決定をいただき、19年度には区市町村と都の役割分担を整理をさせていただきました。今年の5月の、この検討会議でご審議をいただいたところでございます。今年度中に区市町村のマニュアルを作ると、こういう計画で進めております。

そのため、13名の、都と区市町村の課長級職員で構成する作成特別部会をつくりまして、そこで検討を開始しております。昨年度は、固定資産情報をどうするかということでの検討の小委員会を、今年度は、り災証明に関する勉強会を、千代田区さんと一緒に2回ほど実施しています。そして、今年の11月に原案ができて、12月にすべての区市町村に意見照会をさせていただいたところでございます。43の区市町村から意見が出まして、それにつきまして検討し、今年の1月、部会としての案をまとめさせていただき、本日も説

明をさせていただくという経過でございます。

このマニュアルを作成したときの考え方が、2 番目にポイントとして記載をしております。何よりも、これは標準的なものとしてお示しするものでございまして、区市町村が主体的に取り組むものを中心に記載をしております。また、事務担当者が見るものでございますので、手引書としての機能を持たせております。具体的なマニュアルの作成に当たっての留意事項が、そこに7項目ございます。

まず、対策については基本的に分類別に整理をさせていただき、大分類、中分類、小分類とか、そういうかたちの整理をしております。基本的に中分類が、一つの施策ということで考えております。併せて、後ほど説明させていただきますが、具体的な内容、施策の趣旨、実施時期、実施主体、また具体的な行動の内容、こういうものを記載しておりますし、いろんな参考資料その他も分かりやすく資料編に作っております。

都のマニュアルとの関係でございますが、都のマニュアルには記載されていないけれども、区市町村の事務として記載したのがあります。具体的な事例として、恐れ入りますが2 ページにわたります、2 ページをお開きいただきたいのですが、り災証明の発行とか動物の保護とかこういうものが、都のマニュアルには入っておりません。これは区市町村の事務として整理をさせていただいたときに、入れておいたものでございます。逆に、都のマニュアルにはありましたが、区市町村には入っていないもの。これは都の役割のみということで、例えば民間医療機関の再建支援、これは都の事務でございますので区市町村のマニュアルに入っていないと、こういう整理の仕方をさせていただいています。

なお、1 年間という限られた期間での検討でございますが、まだまだ今後検討すべき課題が残されております。一番大きな問題がここに2 つ記載してありますが、「家屋・住家の被害状況の把握」及び「り災証明の円滑な発行」、この一連の流れの部分がまだまだ未整理でございますので、これにつきましては後ほどご説明させていただきますが、21 年度以降も引き続き検討させていただきたいと思っております。

なお、このマニュアルは標準的なものでございますので、本日先生方のご意見等をちょうだいし、かついろいろ区市町村等の意見を踏まえた修正をして、3 月中には作成を完成し、その後区市町村に対する説明の機会等で、各区市町村が主体的に地域の特性を反映した、実行あるものを作るようお願いをしたいと思います。

ちなみに、冒頭危機管理監のあいさつにもありましたように、現在、区市町村におけるマニュアル等の作成状況につきましては、資料1の4、3 ページのとおりでございます。

今年度、千代田区および品川区が作成予定と聞いておりますが、現時点でまだ作成されておられません。現時点で最も新しいマニュアルは、昨年作りました練馬区のマニュアルということでございます。なお、残念ながら市町村部ではまだどこも作られていないということでございます。

次に、マニュアルの案についてご説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、このファイルのほうをご覧ください。ファイルに標準マニュアル案というのがございます。こちらのほうで説明をさせていただきます。

まず、目次の次に、「追録の加除整理一覧」というのがございます。これは、一応現時点の案でございますので、その後新たなものができれば追加できるように、基本的にはファイル方式で区市町村にお示しをしたいと考えております。2枚めくっていただきまして、「本マニュアルについて」という、「はじめに」に当たる部分でございます。これは、このマニュアルの性格をお示ししてございます。あくまでも区市町村が主体的に取り組むけれども、標準的な活動指針として作成をしたものであるという、また、区市町村においても、ぜひこれを参考に作っていただきたいという、お願いの文書でございます。

次が目次でございます。全体の構成を申し上げますと、第1章が「復興体制の構築」で、ここに総合的なものが全部入っております。第2章が「都市の復興」ということで、目次の2ページになりますが、都市の復興が第2章で入ってます。第3章が「住宅の復興」、目次の3ページにいきまして、第4章に「くらしの復興」、第5章が「産業の復興」でございます。このページの、目次の1ページは、都市、住宅、くらし、産業以外の復興関係が、一連の流れとして出ているとご理解いただきたいと思います。

それでは次に、第1章でございます。インデックスで1の次に、第1章のマニュアルの体系がございます。第1節というのが大分類で、その次に1、2、3、ここが中分類でございます。基本的には中分類ごとに一つの事業をくくっており、その流れの中で、小分類が右側にあるということでございます。ちなみに、どういう内容になっているかということで、マニュアルの体系の次のページ、下のページで1の1の1というのがございますが、これが「震災復興本部の設置」ということでございます。四角い枠が3つございまして、一番上の枠が、その設置に関する概要でございます。ここには事項と、その次に簡単な概要を入れ、かつ実施主体が区市町村です。「担当課」というのが入ってますが、これは区市町村が具体的な担当課を自分で入れていただきたいと。その下に、「都の支援体制等」というのがございます。これは、この本部設置に関して都が、どこが窓口になって区市町村に

対する調整、あるいは支援等、あるいは相談をここの部門にさせていただきたいということで、記載をしているものでございます。真ん中の欄が、事前に取り組むべき問題ということで、例えば条例等の制定であるとか、設置基準等も事前にできたらやってもらいたいということが、真ん中に記載してございます。一番下の欄は、具体的な震災後の行動でございまして、時系列に記載をしております。まず復興本部をつくってもら。できたら実施時期については被災後1週間程度で、区市町村はこうやるべきですよということを、手順、方法等を記載してございます。

ちなみに関連する資料はそれぞれごとに資料番号を振っておりますが、恐れ入りますが、例えばここで言う資料編でいいますと、後ろの資料編にあります、それぞれ資料編の目次を記載し、そこを見ると一応、例えばモデル的な条例が何だとか、被害想定は入れてありますが、そういうものが全部資料編に記載してございます。ちなみに資料編の1の4というのが協働復興のモデルですが、その前の1の3がモデルの概要を入れてある、そういうかたちで、資料編の中に関連する資料を付けさせていただいております。

第1章で特にご説明をしなければならぬのが、り災証明の発行に関連する内容でございます。恐れ入りますが、真ん中のページぐらいにございます第3節、目次1の3の1をお開きいただきたいと思います。ご案内のとおり、り災証明の発行というのは、基本的に地元の区市町村が行う事務ということでございます。これは、都のマニュアルには一切記載されていなかった部分でございます。今回この部分について勉強会等をし、関係機関とも調査した上で、次のようなかたちで当面作ってます。

1の3の1が、準備ということでございませう。この準備の内容でございますが、り災証明に関する関係調整機関の開催は、3日以内にやっていただきたいということを今お願いをしようと思っております。これにつきましては、恐れ入りますが、資料編の1の26というのをご覧いただけますか。ちょうどA3が折り込まれているものでございます。資料編の1の26ということで、A3の紙があります。よろしいですか。これは今のファイルです。このファイルの中の資料編のところを見ていただいて、資料編の1の26でございます。この黄色いファイルです。これで実は、発災後3日以内に、り災証明に関する関係機関の調整会議をぜひ持ってもらいたいと考えております。といいますのは、左側から順に流れがございませう。まず都市計画等のために、被害概況の調査を行います。東京都の場合は、1週間以内に都のほうに報告をいただき、都が公表することにはなっております。

次にあるのが応急危険度判定です。おおむね3日から1週間以内に、応急危険度の判定

を先にやります。その後、家屋・住家の被害状況の調査をします。東京都の場合ですと、倒壊の場合は区市町村が主体になって、火災の場合には東京消防庁になっております。

以下、固定資産情報は特別区の場合、東京だけですが、都税として固定資産税を一応徴収しているということで、都税事務所から必要な情報は提供する。

また、応急修理がおそらく2週間、もしくはちょっと遅れたとしても応急修理が入ると。これらの情報の下りに災台帳を作るということで、いろいろな情報をここに入れるということになります。併せて、各種の相談、支援がおそらく相当早い段階から、住宅相談その他もありますが、基本的には1カ月以内に台帳を完成し、申請受付、総合相談窓口を設置したいと、こういう考え方の流れで整理をしております。

具体的な体制とか、具体的に災台帳をどうするかということについては検討しておりますが、現実的に関係機関でどういう役割分担の下にやるかということにつきましては、これからの課題でございますので、21年度以降、再度精査をしたいと考えております。

それ以外の書類につきましては、恐れ入りますが、都のマニュアルに沿ったかたちで一応整理をし、各区市町村からの意見等も基にしておりますので、私のほうから第1章の説明はそこだけにさせていただきたいと思っております。以下、第2章都市の復興、第3章以下、担当の課からご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○藤田企画課長 それでは私のほうからは第2章になりますけれども、「都市の復興」というところでございます。都市の復興につきましては私どものほうは、東京都の震災復興マニュアル、こちらのほうの第2の「都市の復興」というのがございますけれども、こちらに基づきまして、それぞれの手順について内容、あるいは震災を前に準備すべき事項、そして震災後の行動、今の3つの後でございますけど、それを記載してございます。こうしました区市町村の取り組みに対しての、都の支援体制の内容を記載しております。

今回この作成に当たりましては、昨年8月に大本となる原案というのを作成いたしまして、その後都市復興部会で意見照会を行ったり、あるいは区市町村へも意見照会を行いまして、本日お出ししてある原案として取りまとめさせていただいております。基本的には2章の中に書かれているものは、東京都の震災復興マニュアルのうち、区市町村の活動という箇所がございますけれども、こちらのほうの内容を転記してございます。

なお、区市町村からの意見照会をしている中で、実は私ども東京都震災復興マニュアルで、東京都の担当部署が部までしか書いてございません。部といっても幾つかの課もあつたりするものですから、それにつきましては、きちんと課まで書くべきだというご指摘を

いただきまして、今回それぞれ、都のほうの担当課まで記載させていただいてございます。そのほかの内容につきましては、先ほど申しました東京都震災復興マニュアルの内容と、相違は特にございません。

○水野副参事 それでは第3章住宅の復興について、ポイントをご説明します。「第3章住宅の復興」の表紙を開けていただいて、目次に当たるマニュアル体系のほうがあるのですが、住宅の復興については、第1節住宅復興計画の策定、第2節応急的な住宅の整備、第3節自力再建への支援、第4節公的住宅の供給の4つに分けてございまして、それぞれにおいて区市町村の行動を示しております。

それではまず、第1節住宅復興計画の策定についてですが、まず住宅の被害状況を把握することが必要となります。ページ3の1の1、そこから3の1の5にかけて入っておりますが、ここでは区市町村が実施する住宅の応急危険度判定について、震災後になすべき部分を中心に、実施体制の整備、あるいは広報、判定の実施、被害状況の把握などについて、それぞれどういった時期に実施していくのかを示しながら記載してございます。

それから次、住宅復興計画の策定についてですが、ページ番号3の1の6、こちらをご覧ください。区市町村は都の住宅復興計画のフレーム案に基づいて、ある程度やっていたかということになるわけですが、区市町村の住宅復興計画を策定するに当たって、資するよというここと、都の住宅計画のフレーム案ということを一応掲載しております。こちらについては参考として、資料編のページの3の1をご覧ください。非常に簡潔な私たちではあるのですが、こちらのほうにフレーム案というものを示しているところ

です。それからさらに、恒久的な住宅の必要量と供給可能量の算出について、区市町村にやっていた部分についてですが、ページ番号3の1の7から3の1の10にかけて、まとめてございます。まず、区市町村のほうで住宅の被害状況の調査、報告を行っていただいた上で、都が必要量および供給可能量を算出することになりますが、その上で区市町村が自らやっていた部分として、自ら管理している住宅のうち、一時提供可能な住宅について調査、確保していただく、あるいは区市町村営住宅等で、今後供給可能な戸数について算出、把握していただくことについて、時期を示しながら記載してございます。

それから第2節のほうに入りますが、応急的な住宅の整備についてですが、住宅の応急修理と応急仮設住宅や一時提供住宅の提供は、原則として都が行うことになりますが、それぞれについて、区市町村の役割についてお示ししております。まず、ページ番号3の2

の1をご覧ください。住宅の応急修理については、区市町村は応急修理の募集だとか選定事務を行っていただきます。また、一時提供住宅および応急仮設住宅の供給に当たっては、ページ番号3の2の2から3の2の8にかけて書いてありますが、先ほどちょっと重複する部分があるのですが、区市町村の自ら管理する住宅のうち、一時提供住宅として利用可能な住宅を調査、確保するとともに、応急仮設住宅建設可能用地を事前に把握しつつ、震災後は用地を確保し、用地調査だとか応急仮設住宅の建設工事に、都に対して全面的に協力していただくということを予定しておりまして、これらの手順について、時期を追って記載してございます。なお、一時提供住宅や応急仮設住宅の入居者募集などの手続き、その後の管理については、区市町村が入居者の募集、選定などの手続き、入居者名簿を作成することなどについて、順を追って示させていただいております。

それから第3節自力再建への支援についてですが、ページ番号3の3の1から3の3の8にかけてお示ししております。項目がいろいろあるのですが、中でもマンションの再建支援、住宅の再建支援や民間賃貸住宅入居者に対する支援などについて、区市町村がやる募集事務、あるいは審査手続きなどについて示してございます。また、3の3の9では、住宅相談窓口の設置や広報等による情報提供、これらを行うこととしておりますが、これらについて、時期ごとに何をするかということを示させていただいております。

簡単ですが、最後に第4節公営住宅の供給についてです。ページ番号3の4の1をご覧ください。区市町村は都の実施基準などの原案を基に、公営住宅の補修等の実施計画を定めて、工事を実施していただくこととなります。また、ページ番号3の4の2から3の4の4にかけては、公営住宅等の新築、建て替え、買い取り、借り上げによる供給を図るとともに、それら公営住宅等の入居者の募集、選定についてのやり方について、どうやっていくのかの実施手順を記載しているところでございます。

以上、駆け足で簡単ではございますが、説明のほうは以上です。

○中林座長 ありがとうございます。

○事務局（齋藤情報統括担当課長） 次、第4章。

○中林座長 4、5まであります。

○事務局（齋藤情報統括担当課長） 4、5までいきます。

○砥出総務課長 第4章くらしの復興の検討を担当させていただきました、福祉保健局でございます。よろしくお願ひします。まず、福祉保健局で紹介しておりますくらしの復興の章は、医療、福祉、保健の3つの分野でございます。前回の震災復興検討会議でお示し

してございますけれども、19年度中に特別部会で区市町村と都の役割分担を整理した中で、標準的なマニュアル作成の対象された事項として19項目ございました。その19項目のうち、都のみが主体となるもの、区市町村として役割分担がないものを除きまして、それから19年度中に整理した事項以外で、区市町村における役割分担があると思われる事項を今回追加いたしまして、また、一部分割することが適当と思われるものにつきまして、事項を整理させていただきました。

くらしの復興の第1章の次のページの、マニュアル体系のページをご覧いただきたいと思いますが、整理をいたしました結果、医療の分野で3項目、福祉の分野では9項目、保健の分野で8項目という、合計20項目につきまして標準的なマニュアル案の作成を行い、各項目中当局以外に関係をする局の部分に関しましても、同時に調整、確認を図った上で本マニュアル案の作成をしております。内容につきましてはポイントの説明だけさせていただきますけれども、基本的には都の震災復興マニュアルの内容に沿って、区市町村が主体となるように、都の支援体制、それから震災後の行動について記述をしてございます。それでは医療、福祉、保健の大項目別に、ポイントだけお話させていただきます。

まず4の1の1ページでございますけれども、地域医療体制の中の2項目、「医療機関の復旧状況に関する情報提供」と、その次のページの「仮設診療所の設置支援」につきましては、都のマニュアルをベースに、区市町村を主体に整理してございます。

それから4の1の3ページでございますが、「2、医療機関の機能回復」というところで、「区市町村立病院の機能回復」ということですが、これは項目自体が区市町村主体となるものでございますので、区市町村の震災後の行動の欄についてのみ記載をしてございます。

それから第2節福祉分野で、4の2の1ページをご覧いただきたいと思いますが、地域福祉需要の把握等で「福祉活動関連情報の収集」、その次のページ、「一時入所の実施」という2項目につきましては、区市町村の報告、要請に基づきまして、都が広域的な観点から、福祉サービスを供給体制に向けた支援をするということで整理してございます。

それからその次のページの4の2の3ですけれども、「社会福祉法人等の設置する施設の再建支援」、その次の「住宅サービス体制の整備」につきましては、これもそれぞれ区市町村の視点で整理をさせていただいております。

その次のページ、4の2の5、生活支援対策の「生活に必要な資金の貸付」、それからその次のページ、「災害弔慰金等の支給」、それからその次のページ、「被災者生活再建支援金

の支給」につきましては、これは別紙の資料の 4 の 1 ページから 4 の 6 ページをご覧ください
だきたいと思えますけれども、主な事務の流れ、手続き等について記載をしてございま
すけれども、これにつきましては都の復興マニュアルと、流れ等についてまったく同様のもの
となっております。

本編に戻っていただきまして、4 の 2 の 8 ページでございます。「義援金の募集、配分」
につきましては、都の復興マニュアルベースに視点を区市町村に変えて整理をしてござい
ます。

福祉関係の最後でございますが、4 の 2 の 10 ページの「生活保護」でございますけれど
も、これは 19 年度に整理した役割分担には項目としてありませんでしたけれども、区市
町村における震災後の役割分担があるということですので、今回のマニュアルの案に事項
として項目を追加させていただいております。

それから第 3 節の保健の部分でございますが、4 の 3 の 1 ページをご覧ください。
「1、保健対策の中のメンタルヘルスケア」でございますけれども、これにつきましては
区市町村の震災後の行動、役割を例示させていただいておりますけれども、これは避難所
や在宅の方だけが対象ではなくて、児童保育施設、学校にも関わるということでござい
ますので、区市町村における関係機関等の体制を踏まえ、マニュアルを作成いただくとい
うことで記述をしてございます。

それからその次の 4 の 3 の 3 ページでございます。「被災住民の健康管理」、その次の「防
疫活動の実施」の 2 項目につきまして、これはそれぞれ区市町村の視点で整理をし直して
ございます。

次に 4 の 3 の 5 ページ、生活環境の整備のうち、「食品・飲料水の安全確保」につつま
しては、これも区市町村の視点で整理をさせていただきました。

その次のページ、「区市町村立火葬場の機能回復」につきましては、都の支援体制の欄は
情報提供を中心に記述させていただいております。

それから次の 4 の 3 の 7 ページ、「動物の保護管理」につきましては、冒頭事務局から
申しあげましたけれども、都の復興マニュアルには項目としてはございませでしたけれ
ども、この項目につきましては区市町村における役割分担があるということですので、今
回のマニュアル案に追加項目ということで記載をさせていただきます、震災後の行動の欄
で適正飼育等につきまして記述をさせていただいております。

続きまして 4 の 3 の 8 ページ、「公衆浴場の営業状況に関する情報提供と再開支援」、そ

の次のページの「生活衛生関係営業施設の営業状況に関する情報提供と再開支援」につきましては、19年度の役割分担の整理では2項目が1つの項目となっておりますけれども、これは都の復興マニュアルと同様に、内容的に分割をしたほうがよいと判断して、2つの項目に分けて記述をさせていただいております。以上で内容のポイントの説明を終わります。

最後に、区市町村から寄せられた意見としまして、2つほどお話をしていきたいと思えますけれども、まず4の2の1で「福祉活動関連情報の収集」ということで、これは特に介護保険の事業については、ほとんどが民間の事業者でサービス提供されているということで、こうした民間事業者のBCP（Business Continuity Plan／事業継続計画）の策定についても定める必要があるのではというご意見をいただいておりますけれども、去年の11月にも都として発表しておりますが、「都政のBCP」ということで発表しておりますけれども、今後事業者のBCPは、都が関係事業者団体通じて働き掛けていくということにしておりますので、これは今後の課題ということで整理をさせていただきたいと思っております。

それからもう一つ、4の2の2ページ、「一時入所の実施」、それから4の2の4で「在宅サービス体制の整備」ということで、これは実施の時期について、被災直後から始めるべきでないかというようなご意見もいただきましたけれども、本マニュアルはあくまでも復興ということで、避難所生活1週間を経て、また仮設の住宅の設置が始まるような1カ月後を経た復興期ということでの一時入所が必要という方を想定しておりますので、直後にそういう福祉のサービスが必要な方は、災害時要援護者対策の中で整理をしていくということでご了解いただいた上で、くらしの復興の部分についてまとめさせていただきました。

簡単ですが、以上でございます。

○糸井副参事 産業労働局でございます。それでは第5章の産業の復興について説明させていただきます。中表紙をおめくりいただいて、マニュアル体系図を見ていただきたいと思います。産業の復興では、大きく5節により体系立てております。産業復興方針の策定のほか、中小企業施策、観光施策など、産業分野別の施策ごとに整理してございます。

それでは具体的な内容でございますけれども、5の1の1のページをご覧ください。「産業復興計画の策定」では、震災後の産業復興に、迅速かつ的確に取り組む必要があります。東京都では産業復興対策委員会を設置いたしまして、緊急対応事項を選定いたします。区

市町村におきましては、緊急対応事項の基となります各地の被害状況とかニーズを把握していただきまして、区市町村の取組状況を集約し、都に報告していただきます。

また、5の1の2のページでございますように、「産業復興計画の策定」に当たりましては、外部の専門家からの助言をいただくこととなりますけれども、併せて東京都としては、区市町村への意見の照会を行いまして、おおむね3カ月以内に都と区市町村の間で計画調整を行ってまいります。

次に5の2の1でございます。中小企業施策における被害状況の把握でございますけれども、中小企業の被害状況を把握するために、現地調査班を設置いたします。東京都からの人員派遣の要請に基づきまして、区市町村には関係部署から職員を派遣していただくということになります。

5の2の2でございますけれども、区市町村では被災状況のほかに、企業の取引状況など企業活動の状況につきまして、調査データを活用いたしまして支援策の立案をしていただきます。

次に5の2の3でございますが、中小企業の自立再建を支援するために、東京都が共同仮設工場とか仮設店舗を設置する場合に、区市町村には東京都からの要請により、現地調査をしていただくこととなります。また、区市町村が独自に仮設工場等を設置する場合、東京都と連携した検討体制を整備していただきます。

次に5の2の4でございますが、民間の貸し工場への入居もその場合対象としておりまして、各区市町村の地域内における貸し工場等の状況を調査し、データベースとして取りまとめ活用していただくという運びになります。

次に5の2の5でございますが、「施設の再建のための金融支援」でございます。被害が甚大な場合に、当然ながら預貯金の払い戻しに加えまして、再建に向けた資金需要が発生いたします。これらの資金需要に応じた資金準備を、制度融資取扱の金融機関に要請していただくこととなります。

次に5の2の6でございますが、再建のための資金需要に対応するために、都または区市町村の災害資金融資の情報を企業主のほうに周知し、融資制度の活用を促進していただきます。

5の2の7では、再建のための資金需要が膨大となった場合に、東京信用保証協会の融資の保証に支障が出る場合が想定されます。その場合に円滑な保証を得ていくためには、区市町村には東京信用保証協会への財政措置を検討していただくという運びになります。

中小企業施策の最後となりますけれども、5の2の8におきましては、新たな金融支援を創設する場合に、事業主に対してその制度の周知を図っていただくこととなります。

次に5の3の1でございますけれども、観光施策といたしましては、産業復興の機運を盛り上げていくために、被災3カ月以降、都市イメージの回復に向けました、各種観光イベント等の開催をしていただきます。

次に5の4の1でございますが、農林水産施策でございます。農業、漁業関係者に対しまして、災害時の金融支援制度、その他支援策について、周知を図っていただくこととなります。

次に5の5の1の、雇用・就業対策でございますが、災害後の混乱した状況の後に、速やかに雇用の安定化を図っていただくために、雇用状況を把握いたしまして、それに応じた対策を講じていくことが必要でございます。そのために東京都が東京労働局と連携しまして、緊急の雇用状況調査を基に、区市町村においても独自の支援策を検討していただくこととなります。

次に5の5の2でございますが、民間の事業者に対しまして、雇用の維持を要請することとしております。併せて区市町村の第3セクターなど、関係機関のほうにも解雇等の状況が発生しないように、雇用の維持を徹底していただくこととなります。

5の5の3のほうでございますが、被災者の雇用機会を確保するために、区市町村での臨時職員の採用も行っていたとこの運びになります。

雇用施策の最後となりますけれども、5の5の4では離職者の再就職支援を行ってまいります。被災者の再就職を円滑に進めるためには、被災により離職した方に対しまして、求人ニーズに対応した職業訓練の機会を提供する場合を想定いたしまして、区市町村におきましても被災者に向けて、職業訓練の施設の入校募集状況につきまして情報提供を行っていただくこととしております。

簡単でございますが、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○事務局（齋藤情報統括担当課長） 以上で全部の章の説明が終了しました。よろしく願いします。

○中林座長 はい。大部の標準マニュアルなんですけれども、かいつまんで、主なポイントになる部分をご説明いただいたかと思っております。今日の主要な課題がこれですので、スケジュールですと50分ほど時間がございまして、どこからでも結構ですので、ご意見あるいはご質問等を承りたいと思っております。いかがでしょうか。基本的には今日机上にある、こ

のブルーの厚いファイルの、東京都の「震災復興マニュアル施策編」の構成に合わせて検討されているということで、そこに都固有の業務を外し、区市町村固有の業務を新しく加えて、連携するものの区市町村の役割、やるべきことを整理していただいたと、大きくはそういう流れになっているわけですね。

○事務局（齋藤情報統括担当課長） それで結構です。

○佐藤副座長 では、私からいいですか。

○中林座長 はい、どうぞ。

○佐藤副座長 だいぶ資料が大きいので読み落としもあるかと思うのですが、一番気になるのは、2章が都市復興で3章が住宅ですよ。その間のところが、普通考えれば重要だと思うわけです。特に、今日も置いてくださった「震災復興への備え」という中に、例えば6ページ、7ページのところに、「地域力を生かして住民主体の復興のために」というのがあって、ここには「地域復興協議会」という、これを非常に大きく位置付けているわけです。そこが地域で、これは阪神・淡路の場合には、まちづくり協議会と復興まちづくり協議会とか、そういうのが役割になったと同じようなことが想定されていると思いますけれども、このところに相当大きな期待をしていると思うのですが、この部分はやはり、区が住民にただ「やってください」と言ってもできないわけで、要するに、区が相当働き掛けをして支援をしないとできないだろうと思うわけです。

例えば阪神・淡路で、室崎先生いらして恐縮ですけども、最初に区画整理とまちづくりが進んだ野田北部というところは、まちづくり協議会があって、直後にまちづくり協議会の復興協議会に「復興本部」という名前を付けたわけです。まさにこの地域復興協議会みたいなものができたわけで、半年後には区画整理に関してほとんど地元の案ができて、それを進めるという段階になっているわけですよ。ですから、そのくらい急がないと住民のほうも不安だし、その段階でいろんな仮設市街地に行っているわけで、そういう情報、それからそういう人たちとの交換をしながら、そういうまちづくりの計画を作っていくということになると思うので、この辺に対する支援をやはり区がやらないというのは、非常に明確に、立ち上げから専門家の派遣からいろいろな場面で、相当支援しないとできていけないと思うんですね。ですから、その辺のところをどこに書くのかということなんですが、あまり見えなくて、都市復興のところの部分的に書かれてるんですかね。

例えば、2の3の4のところですかね。ここにも、2の3の4の最初のところに、震災前に準備すべき事項として、「都市計画マスタープランをベースにして、復興まちづくり計

画の素案を事前に準備しておく」とありますけれども、今のようなことと、事前にこういうことに対してどのような支援をするかということだと、やはりそういう協議会をつくるということを前提にして、事前にいろんなことをやっていかななくちゃいけない。ここでは「素案を作る」と書いてあるんですけど、素案を作ってるだけじゃ足りなくて、やはりそういうのを作りつつ、権利調整が非常に、「合意形成が難しい」と書いてありますけど、要するに、そういうことをすでに始めておかないと、なかなかこういう協議会が被災後に立ち上がっても難しいと。ですから、この一連の流れを、地域復興協議会に対して区の行政がきちんと支援をするという、どういう支援をしたらいいのかというのをちゃんと書いておく必要がある、マニュアルとして必要なんじゃないかと思うんです。

今、事前復興模擬訓練、新宿区で一緒にずっとやってましたり、あるいは中野でもやってるんですけど、区のほうには、ちょっと区の方がいらっしゃらないと思うのであれなんですけど、そういう意識は非常に欠落してるという感じがするんですね。こういうことでやっていかななくちゃいけないという意識、あまり強くないので、ぜひこの標準マニュアルを作るときに、その中にその辺のところをぜひ書いていただきたいというのが一つです。

特に、やはりこういう地域復興協議会のモデルになるようなものを事前に立ち上げて、それで、そこをいろんなかたちで動かしていくというんですかね。われわれ新宿で事前復興の模擬訓練をやって、その後そういうかたちになんとかつなげてはいるんですけど、齋藤さんがご存知のとおりですけど、つなげてはいるんですけど、なかなかその辺が息切れしちゃうと。1年ぐらいいいんだけど、1年半ぐらいいいんだけど、だんだん忘れていってしまっ。ですから、こういうのもぜひ事前復興の模擬訓練ということの次のものとして、例えばこういう協議会なんかをモデルとして動かすとか、そういうことをマニュアルの中に書いていただけないのかなという感じがするんですね。

特にそういうものが立ち上がること、あるいはそういうものを中心としていろいろなことが、例えば仮設住宅の用地みたいなものも事前に、例えば民間企業なんかで大きな土地持ってるようなところとの交渉なんていうのも、たぶん地元も一緒になってやるとうまくいくんじゃないか。

ですからここにある、「震災復興への備え」の中にあるこのフロー図ですね。これを行政もしっかり応援をしてやっていくという、そこを明確にマニュアルの中に書いていただけないか。そんなのが、まず第1番目のことです。以上。

○中林座長 東京都の、特に都市復興を進める上での最もポイントになる点を今ご指摘い

いただいたのだと思うのですが、何か事務局のほうでございますでしょうか。

○藤田企画課長 確かに行政のほうですと、ある程度は組織立てておりますのでいろいろ作業を進められると思いますけども、確かに地元の方々だけにお任せするとなると、やはり一時転出してしまった方とか、当然被災されちゃって、なかなか体が自由にならない方とかいると思います。今先生おっしゃられましたように、その際に区市、特に区市が中心になるとは思いますけど、行政としてそういう地元のまちづくり協議会のような立ち上げですとか、運営、あるいは誘導、こういったものに対して、どのような対応を取るべきかということにつきまして、もう一度私どものほうで検討させていただきたいと思います。

○事務局（齋藤情報統括担当課長） 区の代表で墨田区が見えてますので、墨田区の状況も、それに関連してお話いただけますか。

○浜田防災課長 墨田区防災課長の浜田と申します。今日は代理出席でございます。現在墨田区は、4年間ほど復興訓練を各地域に向けて行いまして、その中で、専門家組織をやはり組織化しなければならないだろうということがございました。そこで、昨年度復興支援組織の要項を作りまして、今年度から復興支援組織、さまざまな専門家の方、災害復興まちづくり支援機構のご協力をいただきまして、今組織づくりをやっている最中でございます。

それぞれの専門家の方々が、復興期にどういったことが、活動ができるのかといったことを、今勉強会というようなかたちで、今年度は3回ほどやらせていただいているところでございまして、今後こういった復興の専門家の方々の地域協働復興という点からも、しっかりと考えていきたい、そのように考えてたところでございます。

○中林座長 区の、今日のファイルでいきますと、下のほうのページ番号の2の3の5、2の3の6というところに、「都市復興基本計画の策定」という項目の中に、「震災後の行動」ということで原案を作って策定して、これ同時並行になるということだと思っておりますが、3のところ「地域の合意形成」、ここに地域復興協議会の組織化というのがあって、6カ月以内に、今佐藤先生のお話はこれが起きてからゼロからスタートではなくて、ここまでやってきたんだから、事前にこの基になるものをというお話だと思いますが、それは2004年、5年、6年でしたか、5年、6年、7年、復興市民組織育成事業でその訓練をやってきたわけですが、まさにその流れで、事前にあれば早いだろうと。

一応ここに復興協議会のことについて書かれてはいるわけですが、これを基に各区が、これから新しく取り組むところは、どういうふうにするかというようなことを勉強

し、考えてもらうということになるかとは思うんですね。ただ、佐藤先生ご指摘のように、目次見ていくと全然分からないんですね。目次のところに何か、地域協働復興の進め方みたいな見方というか、項目出しがあると非常に分かりやすくなるかなと思います。

ほかはいかがでしょうか。はい、では藤吉委員お願いします。

○藤吉委員 ご説明を聞いていて、はたと戸惑ったのですが、お話されてるのは、都庁とか区役所の立場でのお仕事のマニュアルの話ですからそれでよろしいのかと思うのですが、そこに住んでいる人間の立場からすると、説明が全然つながっていかないものですから、どうしたらいいのかというところが分からなくなってしまう。

例えば、被害の状況を把握します。そのときに区役所の人か何か、あるいはその意を受けた人が来て紙を張っていつてくれる。それを見て、自分はそれをどう参考にしてどう行動したらいいのかというのは、何かよく分からない。

その次がどこのシーケンスで自分が出てくるのかなと思ったら、一方ではり災証明をいただく時とか、もう一つはずっと飛んで、避難所あるいは仮設住宅に入る時とぼんと飛ぶのですが、みんながそういう経路をたどるのではなくて、むしろそういう人はレアなわけで、圧倒的多数の人は自分で何とかするわけですね。自分の家に住めなくなっても、次に住む家を探すとか。そういう人は、少なくともこの復興マニュアル上はどこにも登場してこない、対象にならないという、そんな印象を受けたのですが、それはわたしの理解力が乏しかったのか、どこかに書いてあるのでしょうか。

○事務局（齋藤情報統括担当課長） 申し上げますと、このマニュアルは、区が震災後おおむね1週間以降に、災害対策本部と震災復興対策本部ができるわけですね。そのときの区の担当者が何をやったらいいかという視点で、これはあくまでも区市町村の担当者向けのマニュアルですよということですね。当然被災者の方につきましては、今ご指摘のとおり、多くが自力再建型だと思っておりますが、そういう方々に対しては今回のマニュアルの中では、おおむね1カ月後を基に総合相談窓口、その前からいろんな相談をしていくような体制づくりをこの中で検討しているということです。

具体的には先ほどり災証明の発行の流れの中でご説明させていただきましたが、各種相談の実施というのが基本的な行政としての流れだという理論を取っております。

○藤吉委員 あえてそういうことをお尋ねしたのは、例えば相談に来る人の知りたいことと、区市町村の窓口で応対する人との知識のギャップというか、情報のギャップみたいなのが生じないだろうか。

つまり、このマニュアルのとおりに行くと、例えば区が造った区営住宅とか都営住宅とかにの空室があるとか、どの程度被害があったかという情報はきちんと持っておられるけれども、一般の民間賃貸アパートとかはどうなってるかという情報は、少なくとも業務の対象になっていないように見えるんですね。そうすると、そういう窓口に相談に行ってもあまり相談にならないというのが一つ。

ですから、区市町村役との業務として、そういう民間の住宅供給の能力といったものが、震災のダメージでどれだけ変わったのかというような情報を、どこかのセクションが一生懸命になって把握するというのは必要な業務じゃないかなと思うのですが、そういうのがどこかにマニュアル化されてるのだろうかというのが質問の趣旨ですけれども、いかがでしょうか。

○水野副参事 今の部分ですが、こちらのほうでは区市町村中心の記述になっておりますので、区市町村が自分で持っている住宅の、一時提供可能な住戸等についての把握というのは出てるのですが、基本的に、例えば民間の一時提供可能な住宅等につきましては、広く業界団体さんに照会を掛けながらやっていくという部分があるので、基本的には東京都のほうで直接やるということがありますので、こちらのほうには出ていないという部分がございます。

○藤吉委員 そうすると、東京都のほうから各区市町村の窓口の方はその情報をダウンロードして、それについてお話をされるという、対応をされるという理解でよろしいのでしょうか

例えば住宅だけではなくて、病院などの治療可能なサービス情報については、今度はまた別なところから、どこかからお集めになるのかと思うのですが、病院のことで何でも、やっぱりみんな区役所の相談窓口で、皆さん一応行くと思うんですね。行った時に、それは当方では分かりませんということでもいいのだろうかということなのですが。

住宅の相談に行ったのに、区営住宅と都営住宅のことしか答えてもらえないとか、病院のことで相談に行ったのに、区がつくっている病院というのはあるのかどうかは知りませんが、都がつくっている病院とか、そういった関係の情報しかありませんということでもいいのだろうか。やっぱり行政に納税者が期待しているのは、すべての総合的な情報を、一般の住民よりは早く入手して持っておられるという期待を掛けているわけで、そこにどう応えていくかというものがマニュアル化されていなくていいのだろうかという質問に変えたいと思いますが、いかがでしょうか。

○水野副参事 まず住宅の部分についてなのですが、おっしゃられるとおり、東京都のほうから一時提供可能な民間の住宅等の情報は持っておりますので、それと必要となる量、こちらのほうを兼ね合わせ、需給について調整した上で、区に割り当てていくといったようなことをすることを予定しています。

○事務局（齋藤情報統括担当課長） 補足しますと、都のマニュアルの中で申し上げますと、今言われましたご指摘の部分については、東京都のマニュアルの中の3の3の16が住宅の相談でございます、これが当初は住宅相談だけですが、いずれ総合相談に移行するという話で、今調整に入っています。

といいますのは、り災証明の発行のときに、必ず住民の方が来ます。その周辺に総合相談窓口をつくるということで考えておりまして、そのイメージ図というのが今回お示ししている中にありますが、例えば資料の1の29がございます。具体的に申し上げますと、り災証明の窓口のその周辺に、必ず総合相談窓口を併設しようと考えておりまして、これらに関連情報をどう入れるかということについての一覧表が資料1の31でございます。すべての情報をそこに集約して、トータルで総合相談ができるようなかたちができないかというイメージを持っております。

これは具体的に申し上げますと、いろんなところの災害のときに、必ずワンストップで相談を受けております。そういう意味で、こういう方向を検討しておりまして、具体的に区市町村とも相談をしながら、これらの情報をどういうかたちで都から区市町村に、基本的にどういう情報を持っていったほうがいいのかと。当然都が収集しなきゃならない情報もありますし、区市町村が自ら情報を収集する部分もあるということで、ここが基本的な流れの中に入っているということです。

繰り返しますと、り災証明の発行のときに、申請受付と同時に総合相談を開始できるように、さらにその前に各種の相談が実施できるような流れで、今基本的な流れをこれで整理をしたいと考えております。病院の開設状況、被災状況については当然のことながら、今でもインターネット等でやっておりますが、そういう状況も、病院の復旧の中で検討しているところです。

○藤吉委員 区とか都の、直接関わっている機関以外の情報も提供できるようにしておられると、それはこのマニュアルの中にも書かれていると理解してよろしいでしょうか。

○事務局（齋藤情報統括担当課長） そのように私ども、総合相談窓口の趣旨はそういう趣旨だと理解をしております。ただ、言葉等その他が不足しているとなれば、その辺は今

後、この部分も含めて21年度り災証明の一連の流れの中で検討させていただきますので、先生ご指摘のような視点も含めて区市町村と相談をし、もう少し内容等の充実を図ってきたいと思っています。

○藤吉委員 ありがとうございます。

○中林座長 石川委員どうぞ。

○石川委員 今これ震災復興検討会議ですので、復興だと思うんですけど、実行を挙げるとしても、やはり、私がこだわっているのが事前の体制ですね。事前の対応から復旧、復興ということになると思うんですけど、一つは、震災前に準備すべき事項という欄がすべてにあるのですが、そこに対するものがまだちょっと弱いという、これは全体的な感想です。

特に、5章ですか。くらしのところはちょっとこだわるのですが、何も書いてないですよ。そういう意味では、これは私としては非常に気になる。

というのは、一つは、これは区市町村がなすべきことの説明だと思いますし、そういうことだとは理解しているのですが、この辺になると、どうしたって住民側といいますか、市民として、区民としての対応、先ほども座長のお話ですね、自分で何とかしなきゃいけない、大多数はそこですので、そこに対して何らかの働き掛けを、区市町村としてなすべきことがあるというのが議題だと思うんですけど、そういうことに対するものがちょっと見えてこないのかなと。

やはり復興にいくプロセスを目前というより、もう少し全体的にとらえていく。そこに対するエネルギーをかけておくことが非常に重要なのではないかというのが、全体を見せていただいて、まだ始まったところなのであまり否定的なことは言いたくないのですが、次のステップとしてでも、そこに重点的にエネルギーをかけていただけると実行性が出てくるのかなという感想を持ちました。以上です。

○田近委員 続けて、まったく同じなんですけど。

○中林座長 はい、田近委員どうぞ。

○田近委員 今マニュアルを見せていただきまして、こういう被害が起きたとき、被災した時にはこういうマニュアルが必要ということは当然なんだろうけれども、今石川委員がおっしゃった、私のとらえ方ではまったく同じようなことを考えてまして、こういうマニュアルを作って大切なのは、災害が起きた時にどうするかという場合に使うということですけど、おそらくそれと同じぐらいというか、もっと大切なのは、これがあるから事前

に何かする、そのばねになることだと思うんです。そういうばねになるような作り方はできないのか。もちろんこれで作るのか、あるいはこれの付録版、コンパニオンとして作るのかはあるのですが、このようなことをずっと考えて、やはり災害が起きた時に大きな問題がある。

特に 23 区というか、都市部で高齢化がすごく進んでるわけですよ。そうすると、高齢者に対してどう対応するんだと。例えば、現状でやっておくべき仕事は、細かくは申し上げませんが、これですと。ここまで出来て、被災が起きたときにはこうしましょうと。いずれにしてもポイントは、これがあるから事前のほうに働き掛けられる。事前のほうはどこまでやるのですか。

それから高齢者の問題と、それは中林委員さんたちのご専門になるから口はばったいですけど、住宅の耐震化とかまちづくりのほうでも、もう少しできないのかな。耐震化がどれだけ進んでるのか、あるいは僕は財政ですから、どれだけ地震保険に加入が進んでるのかとか、そういう事前の努力というのが反映できないか。

第 3 点は、財政の人間なので、その辺の思い付いたことを申し上げるのが適切だと思うのですが、財政の話はもっと何か、この中にお医者さんがどこに居るかとか、そういう話と並列なのかなと。

というのは、もっとソリッドだと思うんですよね。ここを見てて、23 区で復興基金というのはつくるのかとか、おそらく復興基金というのは僕の知る限り、今まで県単位ですよ。だから、23 区というか、市町村でやる財政的な方策はもっと特定ができるし、財政の観点では裏腹にくっ付いてくるのは生活再建支援とか、弔慰金とか、貸し付けとか絡むから、その辺の話は裏の奥のほうで、福祉という言葉を使っちゃうわけですよ。福祉のかな、災害のときに、被災者生活再建支援法が福祉だと思っている人は、このフロアでいないと思うんですけど。

だから財政のところ、個人的な考えで、もっとほかの考えをお持ちの方もいらっしゃると思うんですけど、財政とか専門とか全然違って、ある時、災害の時にひもとくようじゃどうしようもない、財政のところはもう少しソリッドに固められるのかな。これはちょっと違うコメントですけど。

一番言いたいのは、このマニュアルがあるから、今どこまで進んでいて、いざ災害になったらこれだねと、そこが途切れているので、災害があった時にいただきましょうというイメージからどうしても逃れられないというのがコメントです。

○中林座長 非常に大事なところで、計画を作るのが目的じゃなくて、それをうまく運用するためにはどのように災害までつないでいくか、継続性というか、そこの課題だと思うんですね。先ほど佐藤委員からもお話ありましたが、復興訓練という非常に珍しい訓練を東京ではやっているわけですが、まさにこのマニュアルを作ってきたということが前提で、それに基づいて、このとおりにいくのかしらという、シミュレーションをしてみようということで作ってきたのが復興訓練だと思います。

ですから、このマニュアル、これ標準マニュアルなので、まずこれに基づいて、どういうレベルかは別にしても、各区市、まだマニュアル持ってないところは作ってみるところがまず最初ですが、その段階で、いわば地域防災計画があるから9月1日に総合防災訓練をやっていると、避難所までの訓練をやっている。そこから先どういうふうに復興するのかという訓練を、各区が9月1日に総合訓練やるとしたら、1カ月後の10月には復興訓練として、マニュアルに基づいて、どういう展開になるのかということシミュレーションしてみると。そういうことを毎年繰り返していかないと、マニュアル自体を見直すきっかけもつくれないでしょうし、人が変わったりして、結局棚に入ったままになってしまう。町へ出て訓練すると、まちづくり訓練ということで、地域の皆さんと訓練することもできると思いますが、行政内部でそういう復興訓練みたいなことをやっていくことが、おそらく継続性を持つという意味では非常に大事なのではないかと思います。

そういうことをマニュアルに書くことはできないのしょうけれども、マニュアルを作った後どうするかという、マニュアル後のアフターケアのガイドライン的には、東京都もそうだと思うんですけども、復興訓練みたいなかたちの取り組みを、ぜひ各区やってほしいというようなことがうまくメッセージとして伝えられ、また、都市整備局中心に毎年都市復興に関しては、図上訓練を東京都が呼び掛けてやっていますよね。ああいうかたちの展開を継続的にしていくことが、一つは大事なポイントになって、石川委員、田近委員、佐藤委員のご指摘に答えていくことができるのではないかなと思います。

あまりしゃべり過ぎちゃいけないのですが、もう一つ、先ほどの総合相談ということだったんですが、ワンストップ型で総合相談をするということを目標に展開するというお話で、そのとおりに思うのですが、その前提というか、それを取りまとめていって、情報を混乱させないためには、被災者カルテというか、被災者支援カルテというのを作っていくようなシステムをつくっておかないといけない。

これはおそらく、これからの時代だと電子媒体でリストを作って、り災証明何番の人は、

どういう支援をいつどう受けたのかということが常に管理されていて、どこの相談窓口に行っても、例えばその番号で、以前あなたはこういう支援を受けたよねということが分かるようにしておかないと、特定の人が、そんなことはないでしょうけど、2度3度支援を受けた人と、まったくそういうことにうとくて支援を受けていない人みたいなことにならないように、管理をしないといけないです。それを区と都が共通に持てれば、かなりいろんな情報のやり取りとか支援が、行く先々で話が違うというトラブルが起きにくくなるのではないかと思います。

被災者側から見ると、ワンストップで相談をした結果をきちんとカルテに記載し、それが行政と被災者本人とが共有するものになっていくと。そのシステムをぜひつくり上げていくことが大事で、その土台が災証明台帳。そこで災証明が確定した後、それを基にさまざまな支援が展開されるわけですから、それがずっと付款していけるような台帳システムをつくっておくことが大事ではないかなと思います。

○田近委員 それ、具体的にどうやってつくる。

○中林座長 柏崎なんかでは紙ベースでつくって、相談が来るたびに相談事項が増えていくんですけども、おそらく量からいくと紙ベースでは不可能だし、柏崎ですと窓口1カ所で、すべてそこへ来るので可能なのですが、エクセル、相当で、エクセル1人1枚1ページで、支援の種目がずっとありますよね。それを、誰さんがいつどういう支援を受けたかというのを書けるような。まさに、ここに出てきて、個人にできる支援、区それから都、それらを一覧表にして、誰さんがどういうような、災証明の結果、私は大規模半壊でしたというところから始まって、住宅再建にどうしたとか、家賃の補助をいつ受けたとか、あるいは民間の、先ほどの空き家をいつ申し込んで、いつまでそこに権利を取ったとか、その先私は借家だけどどうしようみたいな相談がいつあったとか、おそらくそういう記録をすべて残しておくことが、混乱しないでスムーズに個人が立ち上がり、また、あるエリアでそれをまとめれば、その情報は個人情報なので、誰にも見せられないけれども、重点復興地域であれば、その地域にはどういう人が居て、どういうような個人の復興対応をしているかが分かっているんで、まちづくりとしてどうコーディネートしていくかということが、分かりやすくなるんじゃないか。

それがうまくいくと、たとえすみかがちょっと離れていても、情報としては常に一元化されてるといことだと安心して地元から離れて、だけど地域の復興にとっては常に参加しているということが可能になるんじゃないかなと思うんですよ。

○佐藤副座長 それで GIS (Geographic Information System/地域情報システム) に乗せれば一番いいです。

○中林座長 元の家とかそういうかたちで、ここ誰ってクリックするとその人の、その所有者が出てきて、その人のさまざまな、災害後の対応のカルテが見ればすごいですね。たぶん将来的には、そういうことになっていくんだと思いますけれども。

○室崎委員 私よろしいですか。私も東京都の取り組みそんなに深く勉強していないので、ちょっと評論家的なコメントになることもあると思いますが、一番目は、このマニュアルはどんどん変えていっていただきたい。そもそもマニュアルというのは、訓練をして問題が出てきたり、四川だとかああいうところから、災害が起きると学ぶべきところがたくさんあるので、基本的には最初から完ぺきを期すのではなくて、取りあえずできることから変えて、やれることから変えて、どんどんそれは変えていくもの、マニュアルいうのはどんどん変わるべきものだというふうに、まずそういう位置付けをしていただきたいという、これは一つ要請みたいなものです。

そういうことを踏まえて、今から言う意見はすぐに変えなくても、いつかの日に変えてくれたらいいということなんですけど、1 点目は、印象はやっぱり復旧的なプロセスに力が入っていて、要するに守り的な印象を、すごく守るという、例えば文化でいうと、文化施設が壊れたのをどう直すかというようなところに、焦点があるんです。

ところが復興というのは守りから攻めで、ある段階から攻めていくわけです。そうすると地域文化というか、文化でどう興していくのか、その中で、戦災だったら美空ひばりの「リンゴの唄」が出てきたりとか、そういう新しい文化とか音楽で、そういうもので被災者を励ましていくような、美術だとか演劇だとか、そういうものをどうやって、がれきの中から文化をつくっていくかという、文化の創造をするというようなことが、たぶん書かれてこないといけないような気がするんですけど。

ともかく壊れたのを直すというところでストップして、その後次どういくのかというのが全体、例えば住宅でも、公営住宅を造らないといけないから造るところでストップするんですけど、じゃあどういう公営住宅造るんだと。それはコレクティブだとか、新しい社会の福祉型の住宅だとか、そういうものは造っていくというようになって、それは今書き込む必要はないのかもしれませんが、少し夢を求めて攻勢に、復興というのはまさに先に進むということだから、そういうニュアンスの検討をする、そういうところを少し攻めて、アクティブな部分というのをどうやって付け加えていくかということを考えていただ

きたいというのが第1点です。

第2点は、今の被災者台帳の話にも関連するんですけど、行政の立場と被災者の立場で、ややもすると対立してしまうんですけど、本来は行政の立場と被災者の立場が融合していくというか、行政が被災者の立場に立ってすることは、本来行政のすることなんです。例えば災証明というのは、非常に狭い意味の行政の立場からいうと、あんな仕事早くやっつけたいと、終えたいと、早くやらないと次の仮設住宅のところが決まらないと。そうすると、誰でもいいから職員を雇って簡単なマニュアルで、中も見ないでぱっと見てしまえということになるんですね。

だけど被災者からしたら、時間かかってもいいから中をじっくり見て被害認定をして、必要な保障を取るようにしたい。その時は、医師免許も持たないような、一般の職員が来て見られたら困ると。プロの、超一流の医者を持ってこい。医者というのは建築士だとか、少なくとも建築家の学生だとか、そういう人たちを集めてじっくり見てもらう。そういうことでしっかり、まず被災の認定から始まって、それから住宅相談などをきちっとやる。被災者台帳って何のために作るかということ、被災者を管理するためではなくて、被災者のニーズにどう応えるかということですから、そういうシステムはどうするのかというのは、被災者のことと、これさっきの藤吉委員の質問と関連するんですけど、一方で、行政の立場で計画が作られているけれど、他方でいうと、やっぱり被災者の顔を見ながらマニュアルを作っていくといけないということですね。

それだけ言うと、何かとけちをつけてるようになるんですけど、一つだけ、これは私は建設的だと思うんですけど、阪神のときに、被災者復興支援会議という組織ができました。これは神戸市と兵庫県と割合大きなレベルですけど、僕は、東京だったら区ごとにそういう被災者、それは行政と被災者の間の中間組織、被災者のニーズをとらえて行政で提案をして、行政の提案と被災者の間を取り持って、一つの提案をまとめていく。それは新潟ではもう少し、市民運動となって新潟の知恵と市民会議というかたちで実って行って、まさに被災者のニーズを、行政の力だけではどうしても被災者のニーズが取り上げられないので、その間をどういうかたちで、同じ組織をつくるということではなくて、被災者と行政の間をつなぐ中間的な組織というのはきっと要るだろうと。単に復興本部とか、一方でいうと支援会とかまちづくり協議会だけだけど、まさにまちづくり協議会と復興本部の間に、一つの潤滑油みたいなものをつくっていくことによって、被災者のニーズがきちっととらえられるかというようなこと。将来的には、被災者の声をどういうかたちでくみ上げるの

か、臨時体制でやるのかとか、そういうことは考えたほうがいいかもしれない。

3つ目が、先ほども言った、り災台帳をどうして作るのかということなんですけど、あるいはり災証明の話とも関係しますけど、もっと民間の力を借りないといけないと。かなりのことをアウトソーシングする。民間の力、一応都の計画は素晴らしくて、支援組織だとかまちづくり協議会だとか、まさに市民の力を大いに借りていく。これは先ほどの佐藤委員の意見と関係してはいますが、もっと市民の力を活用するようなスタンスがあったらいいのではないかと。

私なんかがそこまで言うと言い過ぎだと思うのですが、私はり災証明は、復興まちづくり支援機構に全部丸投げしたらいいと、5億円ぐらいで全部のり災証明と住宅相談やってくれとか言えば、まさに復興支援機構、専門家がいっぱい居るからやる。

極端なことを言えば、アウトソーシングというか、民間の力をできるだけ、そこまで言うのと、公営住宅も民間ベースで復興公営住宅を造るようなことであって、復興住宅の建設はむしろ民間ベースの、民間のエネルギーでやっていくようなことを考えていく。いかにして民間のエネルギーを、特に首都直下では大変なことが起きるので、ほとんど都の職員は何も仕事しないでもいいと。頭だけ使って計画作ると。あと働くのは全部民間、都庁の電話番号もみなボランティア、それぐらい民間の力を借りるような仕組みを考えておかないと、たぶんいかない。どの仕事が災害時にアウトソーシングできるかということを考えておかれると、たぶんそれはきつとうまくいくのかなというのが思ったことです。

以上で、大きな問題は、あと一つだけ。これはぜひ頭に入れていただきたいのは、これは神戸で出来なかったんですけど、大きな災害がくると、多くの方がけがをします。その時に、障害者になるんです。本当に大量の障害者が出るんですけど、阪神の時はそれが補足できないんです。要するに、震災の直後に障害手帳をもらいに来た人が、震災障害者かなというぐらいでとらえられるんですけど、そういうことが起きてはいけません。

四川なんか、膨大な障害者が出た。その障害者の実態調査だけはきちんとしておかないと、結局直後にも障害者は応急手当を受けられないんですね。頭にもものすごい物が当たって異常が起きてるけれど、よく分からない。5年後に気がついたらそれは取り返しのつかないことになる。とにかく震災障害者は大量に発生するので、そういう震災時の障害者対策みたいなことをどうするのか。

神戸で出来ていないことを押し付けるのは恐縮なんですけど、神戸で出来ていないことはたくさん重要な課題があって、私は、東京都だから出来ることはいっぱいあると思うの

で、チャレンジングというか、例えば中小企業が、今ある融資の制度だけではなくて、東京都は商店街復興にお金を出すとか。これは基金の問題と関係しますが、少し上乘せというか、国の制度でなくても、東京都にとって必要なことは少し思い切った新たな制度ですね。

これから検討すればいいのですが、いろいろなモデルケースで検討されて、東京発の新しい制度を考えておく。使わないのが一番いいです。だけど、必要なときにさっと出せるような、制度も検討しておくとか、新しいチャレンジをされるということもあっていいんじゃないか。

長々と申し上げましたが、以上でございます。

○中林座長 ありがとうございます。じゃあ、五辻委員。

○五辻委員 佐藤副座長さんが指摘されたことを、私もそのとおりで思いまして、資料編のほうで、1の4で、「地域協働復興推進条例モデル」というところは、地域協働復興の理念なり具体的な取り組みというのが、非常にはっきりと書かれていて分かりやすいと思うのですが、マニュアルのところに行く、そこがちょっと分かりにくくなっている。

特にくらしの復興で、マニュアルの表現でどうするかということを、ちょっとそこから超えるかもしれませんが、要するに、東京都は住宅の耐震化について、70パーセントから90パーセントまで10年間でやるという数値目標も出されてますけれども、区市町村でそれがどの程度具体的に、特に住宅ですね。公共的な施設ではなくて、住宅のところでの取り組みっていくのか、これはこれまでも議論されてきましたけど、なかなか進まない、私はこの住まいの復興の中で、修理、修復をして住み続ける、地域協働復興の考え方からしますと、コミュニティの保持、住んでいた地域に住み続けるという。

しかも一昨年頃の報告、調査によりますと、実際に数十万の住宅が倒壊ないし消失するのに対して、十万棟ぐらいしか用意できない。

応急仮設住宅については8万棟ちょっとという空き地の現状がございますので、できるだけ、そういう意味で事前防災、減災の取り組みと、その時に500万、1,000万も掛けられないけれども、50万から100万ぐらいで本当に簡易耐震、壊れるけどつぶれない、死なないという、そういう簡易耐震をどんどん進めていくという行政の支援も含めた、この70パーセント、90パーセントにという数値目標を具体的に区市町村レベルで進めていくための取り組みは、もうちょっと事前の取り組みとして位置付けられて、それとの関係で住宅復興の過程では、修理すれば住み続けられる、このことが図の中にも1点書かれてお

りますけれども、実際には被災者のモチベーションからしましたら、全壊に近い半壊を、全壊扱いにしてくれというほうへ流れがちなわけですよ。そうではなくて、修理の支援を受けて、修理をしてそこに住み続ける。それで地域の協働復興に加わっていくと。

こういうふうな復興のプロセスにつなげていくためにも、やはり事前の取り組み、それから事後の住宅の、要するに、修理して何とか住み続けられるということを、やはり地域的に推奨していく。安いコストでできるだけ数多くこのことをこなしていくということが、私は絶対不可欠だと思うんですけども、その辺をどこかで、前書きなりその中で、どこかで触れられないかな。そういう事前の防災、減災の取り組みとのつながりを、マニュアルの中でもどこかで触れていただきたいなというふうに思います。

○中林座長 池上さん、せっかくですから。

○池上委員 わたし市民防災をしているものですから、つい市民の立場になってしまうのですが、片方で内閣府の「一日前プロジェクト」というのに関わっていて、被災なさった方たちのお話を聞いて、それを小さな冊子に物語化にして、できるだけ分かりやすく皆さんに提供するという業務に関わっています。

それを読んでみますと、先ほど室崎委員がおっしゃったように、マニュアルが一度できたからこれでいいというものではなくて、復興訓練を積み重ねていく中で、いろいろと課題が見えてきたらそこで変えていく。やっぱり市民レベルで、顔と顔の見える関係、地域の企業の方、あるいは行政の方と手を取り合ってやっていくという、例えば、墨田区さんもそうですけど、練馬区の例がよく出ますよね。そういうふうに、担当の方が本当に長い間変わらずに、地域の方と顔と顔の見える関係ができて、みんなで飲み食いをしてお互いに言い合って、いろいろ心配なことを行政にも言い、行政は市民にこういうことをやってほしいということを言い合えるような関係をつくっていく、そしてこういう災害に備えるというような仕組みづくりをやっぱりやっていかなきゃいけないと思っているんですね。

そのときに、都は都でこういうマニュアルを作ってる。区は区のレベルでこの標準のマニュアルというのを作っていて、私は板橋区に住んでいるのですが、かなり板橋区も、13年に一応できてはいるんですけど、その後どれだけ進んでいるかということ、出来ちゃうと何となく安心して、それは市民もそうですし行政もそうですが、安心して何か起こっても何とかなるよみたいな。これが非常に怖くて、どれだけ細く長く、そう言う私も反省を込めて言ってるんですよ。

防災担当者が変わってしまうと、行きやすい時には行くんですけど、変わると行きにく

くなることがあるので、できるだけ、これは要望ですけども、都も区市町村も、担当者
はこころ変わらないことを私はお願いしたいと思います。これ、とっても大事なことだ
と思いませんか、先生方。本当に、せつかく人と人の顔が見えてきて、お互いにこんなに
言い合える関係になったという、気心が知れた頃変わってしまう。また元に戻って、本当
にこれ引き継がないんです。とても残念だと思っています。

でも、担当者の方のお話を聞くと、「僕が居る間震災が起こらないように、水害が起こら
ないように」とおっしゃる。その気持ちもとてもよく分かりますが、でもやっぱりそれを
乗り越えていかなきゃいけないので、日頃どれだけそういう積み重ねを市民レベル、行政
の方たちと手を組んでやっているか、地域の企業の方たちですよね。そういう方たちとも
手を組んでやっていくかというのも、とても大事だと思っています。

何十年も前と比べて、今では普通の段階で、私は YMCA (Young Men's Christian
Association) という団体に所属しているのですが、障害児の通所訓練事業をやってほしい
と言われて、板橋区から何千万かいただいて今やっています。そこから私は、防災のこ
とをお母さんたちと一緒に手を取り合ってやっているのですが、そういったような、細かい
ことですよけれども、そういったような地道なレベルで市民も頑張り、行政もやっぱ
り頑張って、普段から足りない部分をお互いに補っていくという、そういう体制を普段つ
くっておかないと、事が起こった時に、総合窓口というのがありますけど、ここにだ一
つと人が並んで処理できないというのが私は想像できるのですが、そういう人が集まらない
ように、五辻委員がおっしゃったように耐震化とか、安全な空間を市民はどこかというこ
とが分かっているという、そういう講習なり訓練なりを、日ごろから積み重ねていくとい
うことがとても大事だと思っています。以上です。

○中林座長 ありがとうございます。今回は各区市の震災復興標準マニュアルということ
で、主にはまだマニュアルを作っていない区市に対して、ぜひ復興対策の事前準備進めて
くださいというのが第一で、もう一つは情報をお互い共有化することで、各区市足並みを
そろわれないほうがいいのかもしれませんが、足並みをそろえて、不公平感のできないよ
うな復興を東京では進めていこうと。ですから、すでにマニュアルを作られているところは、
この標準マニュアルをきっかけに見直しを図っていただいて、よりよいものに直してい
ただくという指導を、都のほうからはぜひしていただいたほうがいいだろうと思います。

その上で、今日たくさんの委員の皆さんから出たような項目、たぶんキーワードで検索
すると項目どこかにあるだろうと思うのですが、なかなかそれが探せない。もしこれ索引

が付いて、キーワード検索がぱっとできるようになっていると、この項目どこにあるかというの分かるのですが、そういうかたちで少し、使い勝手のいいマニュアルにするにはどうしたらいいかというあたりが、各区市が工夫して下さいということでもあるかなと思います。

私ざっと見ていて、今までの話以外で、こういう項目はどうなっているかというのが二つほどあるのです。

一つは民間賃貸住宅居住者への支援ですけれども、これ神戸でも借地、借家特別措置法か何かを適応して、要するに民間賃貸住宅の再建をどうするかという話で、特別措置法というのはどっちかというと大家は悪者で、勝手に追い出したり勝手に建てて高い家賃取ったりというようなことをしないようにという法律なのですが、逆に民間賃貸住宅どんどん早く建ててくれて、そちらへでも入っていけるようにするというのも一つの方向かもしれませんし、それが遅れると神戸の西のほうの市街地のように、結局空き家のまま、空き地のまま、長屋があったところが、アパートのあったところが、ずっとその後再建のしようがないまま今日に至ってしまうと。

そういう意味では、特に密集市街地で被害が集中的に出て、復興の重点地区になるだろうと予想されている東京の密集市街地で、民間賃貸住宅の再建というのはどういうふうに考えるのか。これは各区だけではなくて、都と区と一緒に考えなきゃいけない課題なんだろうと思うのですが、そのあたりの項目が大事なというのが1点です。

それから同じように、り災証明というのは居住者の世帯単位に発行するというのが基本だと思うのですが、産業の支援のところ、中小企業をはじめとする、企業へのさまざまな支援がありますが、中小企業の支援もおそらく被災認定というか、り災証明というのは企業には出さないですね。ですから、企業をさまざま支援していくためのり災証明というのか、その流れが私もよく分かっていないので、それが見えないんですね。何か来て、うち工場が壊れちゃったんだよと言うと相談に乗ってくれるのか、その前にどういう、先ほど被災者カルテと言ったんですけれども、中小企業にとっても公平に支援し、きちっと仕事として復興していくためのシステムみたいなのが、支援をする前の段階としてあるんじゃないかなという、その点がちょっと見にくいような気がしています。これは基本的な構成は都の施策編と同じものですから、これも都と区市で少しご相談をしながら、どう進めるかをご検討いただくことが大事かなと思います。

そして、最終的にはこれだけのことで、自治体によって想定されている被害規模が違う

ので何とも言えませんけれども、23区の被害状況からいくと、各区ともとても手が足りないぐらいの仕事量になってると思うんですね。ですから、取りあえず作ってはみるものの、先ほど訓練で見直しという話をしましたが、出来上がった後、全体の調整をぜひきちっとやって、本当にうまく動くようになっているのかどうかということを調整していくことが大事で、それによって見直さなければいけない点、その他の次のステップというのが見えてくるような気がします。

また、人手が足りないときに、行政支援をしなきゃいけないわけですよね。そうすると、たぶん区から都に、何人ほど全国から公務員の応援を集めてくださいと、応援を送ってくださいということで、たぶんそれを都がまとめて知事会等を通して全国にお願いをして、どこそこの県から何々区へこういう人を何人とかいうかたちになるだろうと思うのですが、その辺の、復興に当たっての人員管理みたいな点も少し頭出しができれば、行政の運営としては少し安心できるのかなという気がしています。

マンパワーの問題だけではなくて、最適復興するにはこれだけたくさんの項目を一斉にやればいいと、早くやればいいのではないだろうと思うんですね。

先ほどの五辻委員の話のように、がれき処理という項目だけ見ると、いかに早くがれき処理をするかみたいなマニュアルになっているのですが、実はがれき処理はゆっくりしたほうがひょっとしたらいいのかもしれない。東京の場合、おそらく火災が予想どおりで発生すると、焼け跡のがれきというのは処理するしかないのですが、焼けなかったところは、震度7のような強い揺れが起きないという今の被害想定でいけば、結構処理しなくていい。

ところが全壊判定をすると、何だか処理しなきゃいけないかのごとくになってしまうんですけど、壊しても、おそらくそんなにすぐ大工さんが来て家が建つはずもないので、全壊の人も可能であれば修理して使っていけるような、そういう全体のコーディネーションというのは、やはり各区も含めて大事になってきて、そういう意味で、マニュアルを作り上げた次のステップというのはいろいろ課題があるよということを添えて、各区でマニュアルの検討をしていただきたいとして、送っていただけるといいのではないかと思います。

予定より10分ほど時間すぎているんですが、よろしいでしょうか。まだ何かあれば。

○事務局（齋藤情報統括担当課長） すみません。今先生方からいろいろご指摘いただきまして、ありがとうございます。私どもの今回のマニュアルは第一段階でございますので、これを区市町村のほうにお示しし、かつ区市町村の既存のものは見直す、あるいは新しく

作っていただく、あるいは訓練等を通じながら、次の課題を取りまとめて、さらに追録というかたちで加除修正していきたいと思いますので、今日はそういう意味で、いろいろなお意見等をいただきましたものを肝に銘じて、今後検討させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○中林座長 最初にご説明あったように、一番最初に「追録加除整理一覧表」が付いているのはそういうことかと思いますが、よろしくお願ひします。

それでは検討事項は以上で終わらせていただきまして、あと 2 点報告事項がございますので、よろしくお願ひいたします。

○事務局（齋藤情報統括担当課長） それでは一括して報告事項を説明させていただきます。まず今年度、20 年度の取り組みでございます。5 ページをお開きいただきたいと思ひます。今回のマニュアル策定までの経過ということで、幹事会等の開催状況等を記載をしてございます。ここに、この検討会議の前に、いろいろ特別部会その他で検討させていただいた経過でございます。地域防災力の部分は後ほどさせていただきます、4 番目に区市町村への支援ということで、都市整備局が中心になって都市復興模擬訓練を実施しております。後ほど都市整備局からご報告をお願ひします。さらに、区市町村が独自に実施しております復興模擬訓練への支援ということで、今年度、新宿区、足立区、葛飾区、八王子市の訓練等への支援を行っております。さらにシンポジウムも実施しておりますし、支援機構との共催で行ったものも資料として添付してございます。

7 ページでございますが、今年度 5 カ所で地域防災力向上事業を実施してございます。これは東京消防庁と昨年と今年、毎年 5 カ所ずつということで、10 カ所でございます。

今年、墨田区、豊島区、中野区、荒川区、立川市の 5 カ所で実施をしてございます。まち歩きその他を含めて、いろんな取り組みをしております。今年の特徴は、8 ページをご覧くださいとお分かりのとおり、私どもの事業としては、主にマップづくり等を中心に行っておりますが、東京消防庁では別途、家具の転倒防止、あるいは要援護者の関連のワークショップ等を実施しているところです。

恐れ入りますが、9 ページと 11 ページについては、後ほど都市整備局のほうからご説明をいただきたいと思ひます。13 ページでございます。支援機構と協定を結んで毎年 1 回、都民向けに講演会等を行っております。昨年 7 月 16 日に、今度は企業復興をどうするかということでの講演会等を行っているということで、体験報告を 4 地区からいただき、なおかつ BCP（Business Continuity Plan／事業継続計画）等の講演会をやったということ

が 13 ページでございます。

15 ページでございますが、毎年行っておりますが、国への提案要望でございます。建築制限、あるいは財政面、あるいは都と区市町村の役割分担、いろいろ毎年行っておりますが、制度要求に関わるもので、今すぐというのはなかなかないなということですが、引き続き今年度も、必要な国への提案要望をしていきたいと思っています。

19 ページは、21 年度の取り組みの予定でございます。まず今回、きょうも各先生からいろいろ意見をいただきました。まずこの標準マニュアル、区市町村の標準マニュアルをさらに充実するために、被害状況、り災証明を中心に、また、今日いただいたご意見等も含めまして、さらなる充実のために課題を検討してまいりたいと思っています。

また、東京都の震災復興マニュアルについても、法改正等に伴う必要な修正等をしていきたいと思っています。

なお、区市町村への支援ということでございますが、まずマニュアルについてはきちっと説明をし、趣旨等について区市町村等へ指導していきたいと思っておりますし、これまで同様マニュアルに関するいろいろな支援、あるいは区市町村が実施する模擬訓練等の必要な助言等を実施してまいりたいと思っています。

なお、第 3 回目、支援機構と共催で行っています「災害への備え」というのは、「地域復興編」ということを予定し、7 月 16 日に今年もこの 5 階の大会議場で一般都民の皆さんを中心に、地域でどういう復興を進めていくかということ、支援機構と一緒に考えていきたいと思っております。

なお、予算的に申し上げますと、なかなか復興の模擬訓練、および地域防災力ということについても、一定の年月をかけ、モデルとして実施をしているということもあって、21 年度はどちらかといいますと、区市町村のマニュアルを中心に取り組み、検討課題を中心にしていきたいと思っています。

駆け足ですみませんが、私のほうからは以上です。あと都市整備局のほうで、補足をお願いします。

○藤田企画課長 それでは恐れ入りますが、9 ページをご覧いただきたいと思えます。資料 2 の 3、「平成 20 年度都市復興模擬訓練の実施について」ということでございます。この模擬訓練につきまして、震災後の都市復興を円滑にするために、東京都震災復興マニュアルに定め、手順を実践して実際に作ってみるということで、目的としまして、6 月から 10 月にわたりまして 4 回の模擬訓練、それと 1 回担当者会議を行いましたので、合計 5

回開催しております。対象としていますのは区市町村の都市復興担当職員で、全体で毎回50名から80名ほどの方が参加されておりました。今回は足立区の千住1丁目から5丁目、この地域を対象として行いました。

進め方につきましては、一つはまちづくりの、「まち点検」というものをつくりまして、いろいろと現実的な計画を立案すると。また、成果の発表をする際には、住民に説明するというのを念頭に置いた内容構成を整理してございます。また、この進め方におきましては、首都大学東京、工学院大学、災害復興まちづくり支援機構の専門家の方々の助言、協力を得て実施してございます。特に中林先生には講演など、いろいろと的確なご指導、アドバイスをいただきまして、ありがとうございました。

内容でございますけれども、1回から4回、それぞれ書いてございます。まず初めにまち点検と点検マップをつくりまして、第一次建築制限区域を作成しました。その後復興まちづくり計画たたき台、さらに復興地区区分図を作成しまして、第3回目では第二次建築制限区域を作成し、4回目に成果の発表ということになってございます。

学識経験者の方からは、復興後の三次元イメージを持って計画立案すべき、あるいは時間軸を考慮すべきとか、実際に今後訪れます高齢化社会、こうした社会情勢の変化に配慮したものが必要であるというようなことがございました。

さらに参加した職員たちのアンケートでございまして、多くのものが、マニュアル策定ですとか住民と協働した復興訓練、事前復興対策を進めていく必要性を感じるという一方で、今回の結果として、適切になかなか図面に表現できなかつたというようなことが出ておりましたので、来年度につきましてはもう少し訓練充実度向上を図りまして、特に成果品の充実、こういうものを念頭に置いて進めていきたいと思っております。

続きまして、11ページをご覧いただきたいと思っております。資料2の4、「平成20年度震災復興シンポジウムの開催について」ということで、こちら昨年12月17日に、都庁において行ってございます。今回は「首都直下地震からの復興、地域防災力を高めるまちづくり」ということをテーマにして行いまして、東京都と区市町村の職員が約260名、その他一般の方などで約100名、合計364名参加していただき、開催いたしました。

構成につきましては、2部構成にしてございます。1部目は基調講演としまして早稲田大学の伊藤先生のほうに、「東京の都市復興をどう考えるか」ということで、先生のほうから具体的に、20の施策をご提案していただいております。一例を出しておりますけれども、敷地限度を設けるなどして都市の防災性を向上することとか、建物をそれぞれ何階建てと

いう階数性とすることで、統一的な街並みを形成させる、あるいは倒れてしまった建物のがれき、これを区部東部低地の地盤かさ上げに活用する。さらに、環状線に、環状方向に道路を緑道整備するというようなことで、さまざまな視点から、都市の復興についての提案をしていただきました。

その後は中林先生に、コーディネーターをお願いして、ここに書かれておりますパネリストの方々からいろいろと、東京都の復興についてどうするかということをお話していただいております。

終わった後参加者の方から、アンケートを書いていただきました。その一例がここに出てございますけれども、一つは、地域では防災訓練では非常に熱心だけでも、いざ地震があった時の復興をどうするかということの意識がないということで、これから復興訓練も地域に戻ってやってみたい、あるいは住民の意識啓発を図るためにも、こういうシンポジウムを続けてもらいたいという意見が寄せられてございます。これらを受けまして、来年度におきましても再度シンポジウムを開催させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○中林座長 報告は以上ですけれども、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。それでは事務局からそのほか連絡ございますか。

○事務局（齋藤情報統括担当課長） 各先生方の委員の任期でございますが、一応2年間ということで、この3月末というので、一応ご検討をありがとうございました。今後の、4月以降の問題につきましては個別にご相談させていただきますので、またどうぞよろしくお願いをしたいと思います。なお、この会議は一応今回が最後という、この委員の任期は、今回が最後ということでございますので、よろしくお願いたします。

なお、21年度は今言われましたように、区市町村のマニュアルについて、さらに充実のために検討させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○中林座長 ありがとうございました。では以上ですけれども、ご質問なければ、これをもって本日の会議を終了させていただきたいと思っております。ちょっと時間すぎましたけれども、どうも、お忙しいところありがとうございました。

○事務局（齋藤情報統括担当課長） ありがとうございました。

（以上）